

11. 精神保健

精神障害者の支援については入院医療中心から、地域におけるケア体制を中心とした流れとなっている。平成18年4月から、精神障害、身体障害、知的障害の三障害について、障害種別によらず障害のある人ができるだけ地域で自立した生活がおくれるように総合的に支援するため、障害者自立支援法が施行された。

区の保健所は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法と略す）や障害者自立支援法に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいるところである。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

[1] 精神障害の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

年度	区分	開催回数 (回)	参加人数 (人)	24年度テーマ(主なもの)
20年度		13	1,380	① 精神保健福祉セミナー(5回) 178人 「わかりやすい統合失調症」 「眠りところの健康」 「アルコール依存症講演会」 「家族問題のとらえ方」 「ひきこもりの理解とその対応」 ② ゲートキーパー養成講座(3回) 111人 ③ デイケア家族会(池袋3回) 16人 ④ こころまつり(長崎1回) 973人 ⑤ 精神保健福祉ボランティア講座(3回) 38人
21年度		21	1,518	
22年度		14	1,679	
23年度		14	1,355	
24年度		15	1,316	
	池袋	11	305	
	長崎	4	1,011	

(2) 精神保健福祉相談

精神障害者並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導・精神保健福祉相談（随時の所内相談・電話相談）（ ）は実数（単位：件）

区分 年度	合計	一般	社会復帰	老人精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症	その他	保健師	福祉	
訪問 指導	20年度	528	371	50	5	53	12	28	9	(193) 501	(22) 27
	21年度	403	318	7	3	19	13	27	16	(169) 355	(23) 48
	22年度	331	266	5	0	41	3	12	4	(112) 287	(29) 44
	23年度	392	276	21	4	79	7	5	0	(161) 373	(19) 19
	24年度	574	447	14	30	74	0	8	1	(204) 570	(4) 4
	池袋	318	257	13	15	25	0	8	0	(98) 314	(4) 4
	長崎	256	190	1	15	49	0	0	1	(106) 256	
所内 相談・ 電話 相談	20年度	4,098	2,986	592	31	263	52	150	24	3,888	210
	21年度	3,530	2,995	131	35	179	29	129	32	3,013	517
	22年度	3,189	2,633	94	35	238	29	143	17	2,507	682
	23年度	3,302	2,586	181	53	272	49	142	19	2,838	464
	24年度	3,791	2,707	589	73	270	49	91	12	3,319	472
	池袋	2,529	1,611	531	57	217	31	72	10	2,057	472
	長崎	1,262	1,096	58	16	53	18	19	2	1,262	

② 精神保健福祉相談（定期）

区分 年度	専門相談			
	精神保健福祉相談 (精神科医師)		家族問題相談 (精神保健福祉士等)	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
20年度	18	41	11	21
21年度	16	45	11	26
22年度	18	45	11	21
23年度	18	33	12	20
24年度	17	40	12	20
池袋	11	25	12	20
長崎	6	15		

③ 関係機関連絡

(単位：件)

年度	区分	合計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
20年度		1,687	312	1,082	130	163
21年度		1,757	408	966	248	135
22年度		2,066	535	1,121	272	138
23年度		2,393	1,076	978	182	157
24年度		2,119	556	1,149	309	105
	池袋	946	302	468	147	29
	長崎	1,173	254	681	162	76

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条及び第33条1項）

医療保護入院の必要があるとの診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、後见人・配偶者等の保護者がいない、又は保護者の同意を得るのが困難な場合、区長が保護者の代理として同意書を交付する。

(単位：件)

年度	区分	交付数
20年度		55
21年度		40
22年度		63
23年度		71
24年度		64

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条・24条)

法23条 … 精神障害者又は、その疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護を保健所長を経由し都知事に届けることができる。

法24条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、保健所長を経由し都知事に通報する。

□池袋保健所 (単位：件)

年度	区分	診察及び保護申請	警察官通報
20年度		0	68
21年度		0	51
22年度		0	62
23年度		0	71
24年度		0	85

(3) 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。そのような方の通院医療費の負担軽減を図る制度が、障害者自立支援法に基づき平成18年4月1日から開始。(以前は、通院医療費公費負担制度[旧精神保健福祉法32条])

□申請取扱件数 (単位：件)

年度	区分	申請件数	申請件数(内訳)				
			新規	更新	再開	他県転入	変更等
20年度		3,584	335	1,911	249	47	1,042
21年度		3,980	397	2,122	289	30	1,052
22年度		4,217	490	2,257	214	32	1,224
23年度		4,747	469	2,666	265	40	1,307
24年度		5,082	524	2,657	281	47	1,573
	池袋	3,273	348	1,685	181	31	1,028
	長崎	1,809	176	972	100	16	545

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

（単位：件）

分 類	年 度						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害	52	49	13	45	29	19	10
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	87	107	64	108	71	46	25
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	918	956	410	857	448	272	176
気分（感情）障害	1,104	1,158	565	1,160	786	509	277
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	143	141	71	165	130	82	48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	6	11	6	11	7	6	1
成人の人格及び行動の障害	20	16	7	11	15	12	3
精神遅滞	29	27	8	21	11	7	4
心理的発達の障害	23	32	18	38	42	28	14
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	4	10	2	5	9	6	3
特定不能の精神障害	1	0	0	0	0	0	0
てんかん	121	126	37	99	57	34	23
睡眠障害	0	0	0	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
総 数	2,508	2,633	1,201	2,521	1,605	1,021	584

（注1） 疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

（注2） 申請数を認定数とみなす。

（注3） 平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

（4）小児精神障害公費（18歳未満入院医療費自己負担分）負担申請状況（東京都医療費助成実施要綱）

□申請数

（単位：件）

年度	区分	総 数
20年度		1
		1
		4
		1
		2
21年度	池 袋	2
	長 崎	0

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付			更新		
			(1級)	(2級)	(3級)	(1級)	(2級)	(3級)
20年度		530	11	93	106	19	184	117
21年度		630	19	91	113	30	225	152
22年度		634	9	100	127	27	211	160
23年度		714	13	98	161	31	246	165
24年度		757	13	86	168	27	256	207
	池袋	500	10	66	121	17	151	135
	長崎	257	3	20	47	10	105	72

(注1) 手帳の有効期限は2年間。

(注2) 出典：20年度…東京都保健福祉局「福祉・衛生統計年報」
21年度以降…池袋保健所、長崎健康相談所作成台帳

(2) 障がい者生活訓練事業（保健所デイケア）

回復途上にある精神障害者に対する日常生活における自立援助を実施することにより、社会復帰への適応を図るため、平成元年度から池袋保健所、平成2年度から長崎保健所（現・長崎健康相談所）で週3回実施していた。平成19年度から池袋保健所一か所に統合し、週1回（毎週水曜日）、利用期間を原則2年間とした。

専門スタッフの支援のもとに、グループによる料理・創作活動・レクリエーション・自立支援事業所見学などを実施している。

□実施状況

年度	区分	実施回数(回)	実利用者数(人)			延利用者数(人)			延見学者(人)	家族会	
			計	男	女	計	男	女		回数(回)	参加者(人)
20年度		100	12	4	8	578	183	395	124	4	24
21年度		96	3	3	0	167	167	0	95	3	13
22年度		95	11	9	2	221	182	39	284	3	18
23年度		96	14	11	3	368	316	52	417	3	16
24年度		100	14	11	3	699	559	140	386	3	16

(3) ノーマライゼーションの推進

長崎健康相談所では、心に障害を持つ人たちの社会参加をすすめるため、地域活動支援センターや自助グループ、ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場としての「こころまつり」を開催している。

実施日時	平成24年11月10日（土）午前10時45分～午後2時30分
実施場所	長崎小学校
周知方法	区広報紙、手作りポスター、チラシ、ホームページ等
参加人員	973名
事業内容	① 販売コーナー（手工芸品・草花・軽食・リサイクル品等） ② 体育館企画（合唱団・長崎獅子舞・ダンスステージ等） ③ こころの健康展示コーナー ④ 精神保健福祉関係の社会資源紹介コーナー ⑤ 保育園児によるこころの絵 ⑥ スタンプラリー

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」と略す）が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂も含む）、傷害（軽微なものは対象にならないこともある）にあたる行為である。

重大な他害行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減軽する旨の裁判が確定した人（実際に刑に服する人は除く）を対象としており、社会復帰について、手厚い専門的医療と退院後の継続的な医療を確保し、円滑な社会復帰を促進するための制度である。

本制度を利用して社会復帰を目指す障害者の地域移行の支援を実施している。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳（単位：人）及びケア会議回数

年度	区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制わいせつ	傷害	ケア会議(回)
20年度		1	1	0	0	0	0	—
21年度		0	0	0	0	0	1	11
22年度		0	0	0	0	0	0	19
23年度		0	0	0	0	1	0	14
24年度		0	0	0	0	0	1	11

(5) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれている。

年度 \ 区分	回数 (回)	延人数 (人)
20 年 度	10	107
21 年 度	10	113
22 年 度	8	74
23 年 度	10	81
24 年 度	12	112

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 対策委員会

幾つかの危機要因が連鎖した末に人は自殺に追い込まれていることから、その予防対策については関係機関の連携が重要となっている。平成23年1月に「自殺・うつ病の予防対策委員会」を設置し、関係する地域活動団体や行政機関が集まり豊島区の自殺・うつ病予防について検討している。

□実施状況

年度 \ 区分	実施回数(回)	参加委員(人)
22 年 度	1	17
23 年 度	4	62
24 年 度	2	30

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□24年度実施状況

区広報・ホームページ	広報9月1日号「気づいてくださいこころとからだの限界サイン」 広報10月1日号「こころを支える～精神保健福祉普及運動週間～」 広報3月1日号「考えようこころの健康」 区ホームページ「自殺予防」
その他	相談窓口案内啓発グッズ配布(1000個) メッセージカード配布(500枚) 区職員向けマニュアル配布(383冊 区窓口関係職場) マニュアル概要版配布(1,669部 区窓口担当職員、豊島区薬剤師会)

(3) ゲートキーパー養成講座

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、その方が抱える問題を解決して自殺危機の連鎖を断ち切ることができるよう、「ゲートキーパー」を養成する講座を実施している。

□実施状況(再掲)

年度	区分	実施回数(回)	参加人数(人)	対象
21年度		6	252	民生・児童委員
22年度		4	69	区民ひろば職員、区民
23年度		2	34	区民ひろば職員
24年度		3	111	理美容店、薬剤師、区職員

(4) 面接・電話相談

死にたいと考えるほど辛い状況を誰かに話すことで、その人が混乱した状態から脱することができたり、自殺を思い留めたりするきっかけになることから、保健師等による随時相談を実施している。また、自死遺族(自殺で亡くなられた方の家族)も自殺のハイリスク者であることから相談支援の対象としている。

□自殺相談件数(再掲)

(単位：件)

年度	区分	訪問	面接相談	電話相談
21年度		0	11	44
22年度		0	26	37
23年度		0	20	32
24年度		2	14	21